

前橋市部設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) こども未来部</u></p> <p><u>(8)～(13) 省略</u></p> <p>(事務の分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～オ 省略 カ <u>危機管理及び防災</u>に関すること。 キ～コ 省略</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 市民部 ア～カ 省略 キ <u>人権</u>に関すること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 福祉部 ア 省略</p> <p><u>イ</u> 省略</p> <p><u>(7) こども未来部</u> ア <u>児童福祉</u>に関すること。 イ <u>子育て支援</u>に関すること。 ウ <u>こどもの健全育成(教育委員会の所管を除く。)</u>に関すること。</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 環境部</u> ア 省略</p> <p><u>イ</u> 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 農政部</u> ア <u>農業、林業及び水産業</u>に関すること。 イ 省略</p> <p><u>(12)～(13) 省略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7)～(12) 省略</u></p> <p>(事務の分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～オ 省略 カ <u>危機管理、防災及び防犯</u>に関すること。 キ～コ 省略</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 市民部 ア～カ 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 福祉部 ア 省略 イ <u>児童福祉</u>に関すること。 ウ <u>子育て支援</u>に関すること。 エ 省略</p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 環境部</u> ア 省略 イ <u>林業</u>に関すること。 ウ 省略</p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 農政部</u> ア <u>農業及び水産業</u>に関すること。 イ 省略</p> <p><u>(11)～(12) 省略</u></p>